

報告第 8 号

令和 2 年 8 月 2 0 日

任 用 給 与 課

令和 2 年職種別民間給与実態調査における月例給の調査の実施について

このことについて、第 1 2 号議案において、人事院が別に定めるとしていた月例給の調査について、下記のとおり実施することとしたため、報告する。

記

1 調査期間

令和 2 年 8 月 1 7 日（月曜日）から 9 月 3 0 日（水曜日）までの 4 5 日間

2 調査の方法

東京都人事委員会、人事院、特別区人事委員会等が共同で調査を行う。

調査員による実地調査を基本とする。

なお、調査員に対しては感染防止対策を徹底する。

3 調査内容

月例給の調査（初任給調査票及び個人票）

（ 1 ）初任給関係（学歴、採用者数及び初任給月額）

（ 2 ）本年 4 月における給与月額等（職種、年齢、学歴、給与総額、時間外手当額及び通勤手当額）

調査事業所数等（都内）

	令和 2 年	平成 3 1 年
母集団事業所数 標本抽出時	10,987 事業所	11,346 事業所
調査事業所数 （ 抽 出 率 ）	1,228 事業所 （ 11.2% ）	1,282 事業所 （ 11.3% ）

令和 2 年職種別民間給与実態調査における 月例給の調査の実施について

「令和 2 年職種別民間給与実態調査」については、6 月 9 日付け報道資料のとおり賞与等の調査を先行して実施してきたところですが、月例給の調査についても、次のとおり実施することとしました。

(1) 調査の期間

令和 2 年 8 月 17 日 (月) から 9 月 30 日 (水) まで

(2) 調査方法

調査員による実地調査を基本とする。
なお、調査員に対しては感染防止対策を徹底する。

(3) 調査の内容

ア 4 月分初任給月額

イ 4 月分所定内給与月額 (個人別給与)

役職、年齢、学歴等従業員の属性、4 月分のきまって支給する給与総額とそのうちの時間外手当額、通勤手当額

以 上

(参考) 令和 2 年職種別民間給与実態調査

1 調査目的

公務員の給与と民間従業員の給与を比較するための資料を得ること。

2 調査対象事業所

企業規模 50 人以上・事業所規模 50 人以上の事業所 約 12,000 所
(母集団事業所数 約 54,800 所)

3 調査機関

人事院及び都道府県等の人事委員会 (調査員: 調査機関の職員)

問 合 せ 先	人事院給与局給与第一課長	箕浦 正人
	調 査 職	工藤 哲郎
	電話 (03)3581-5311	(内線2515)
	電話 (03)3581-1194	(直通)

職種別民間給与実態調査の事業所訪問時における 新型コロナウイルス感染予防対策について

東京都人事委員会事務局

調査員は、調査の実施のため事業所を訪問する際には、次のことを行うものとする。

(1) マスクの着用等

事業所の訪問に際してマスクを着用し、状況に応じてフェイスシールドも着用する。

(2) 検温の実施、体調不良時の訪問の見合せ

事業所訪問日の朝に各自で検温を行う。

訪問日に、発熱等の風邪症状がみられる場合は訪問を見合わせ、事業所の担当者に訪問日を改めさせていただきたい旨を連絡する。

なお、同居の家族に新型コロナウイルスの感染が疑われる者がいる場合も同様の対応とする。

(3) 手洗いの徹底、手指の消毒

事業所の訪問に際して、訪問前に手洗いをを行うとともに、アルコール消毒液を持参し、調査開始前に手指の消毒を行う。

また、事業所の入口等にアルコール消毒液が配備されている場合は必ず消毒を行う。

(4) 身体的距離の確保

事業所の担当者からの指定等がある場合を除き、面会に際しては面会者との間隔を2メートルを目安に空け、可能な限り真正面を避けるなどして至近距離での接触機会を少なくする。

(5) 事業所の感染予防対策等の遵守

訪問する事業所において、訪問者に対する感染予防対策のためのガイドライン等がある場合はこれを遵守する。

(6) その他

訪問の際は、調査方法等を工夫し、滞在時間の短縮に努める。

また、事業所名、面会者、時間、交通経路等を記録に残す。

以上

令和 2 年職種別民間給与実態調査の実施について

このことについて、下記のとおり実施する。

記

1 調査の目的

地方公務員法第 8 条（給与制度の研究等）、第 1 4 条（情勢適応の原則）、第 2 4 条（給与における民間その他との均衡の原則等）及び第 2 6 条（給料表に関する報告及び勧告）の規定の趣旨に基づき、都職員の給与を民間従業員の給与と比較検討するための基礎資料の作成を目的とする。

2 調査期間

（1）賞与等の調査（事業所票（1）及び事業所票（2））

令和 2 年 6 月 2 9 日（月曜日）から 7 月 3 1 日（金曜日）までの 3 3 日間

（2）月例給の調査（初任給調査票及び個人票）

人事院が別に定める。

3 調査対象

（1）地 域 東京都内

（2）事業所 企業規模 5 0 人以上で、かつ、事業所規模 5 0 人以上の事業所
（令和 2 年 4 月現在）

（3）従業員

常勤の従業員（パート・嘱託等は除く。）

再雇用者（定年退職後、同一企業に雇用された再雇用者又はグループ企業からの再雇用者） 定年が 6 0 歳の企業に限る。

（4）産 業 日本標準産業分類で指定するもの 1 8 産業（別紙のとおり）

（5）職 種 公務と類似すると認められる職種 5 4 職種（別紙のとおり）

4 調査の方法

東京都人事委員会、人事院、特別区人事委員会等が共同で調査を行う。

(1) 賞与等の調査 (事業所票 (1) 及び事業所票 (2))

調査票を事業所に送付し、調査員が給与事務担当者に調査内容を確認して記入することを基本とする。

(2) 月例給の調査 (初任給調査票及び個人票)

人事院が別に定める。

5 調査内容

(1) 事業所単位で調査する事項

事業所に関する事項

事業所名、所在地、事業内容、本店・支店の別、企業全体の常勤従業員数、事業所の常勤従業員数及び調査指定職種別従業員数

給与等に関する事項

ア きまって支給する給与の支給従業員数及び支給総額

イ 賞与及び臨時給与の支給従業員数及び支給総額

ウ 本年の採用状況

(2) 企業単位で調査する事項

ア 本年の給与改定及び賞与の支給の状況等

イ 家族手当の支給状況

ウ 通勤手当の支給状況

エ 高齢者雇用施策の状況

(3) 従業員別に調査する事項

初任給関係 (学歴、採用者数及び初任給月額)

本年4月における給与月額等 (職種、年齢、学歴、給与総額、時間外手当額及び通勤手当額)

6 調査事業所数等 (都内)

	令和2年	平成31年
母集団事業所数 標本抽出時	10,987 事業所	11,346 事業所
調査事業所数 (抽出率)	1,228 事業所 (11.2%)	1,282 事業所 (11.3%)

【参考】前年度調査結果

調査事業所数 1,282 所 (調査完了940所、調査未了342所)

調査対象について

	産 業	<p>日本標準産業分類（大分類）【18産業】</p> <p>農業、林業 漁業 鉱業、採石業、砂利採取業 建設業 製造業</p> <p>電気・ガス・熱供給・水道業 情報通信業 運輸業、郵便業</p> <p>卸売業、小売業 金融業、保険業 不動産業、物品賃貸業</p> <p>学術研究、専門・技術サービス業 宿泊業、飲食サービス業</p> <p>生活関連サービス業、娯楽業 教育、学習支援業 医療、福祉</p> <p>複合サービス事業</p> <p>サービス業（中分類の宗教及び外国公務に分類されるものを除く。）</p>
調 査 対 象	職 種	<p>初任給関係職種【12職種】</p> <p>新卒事務員（大学卒、短大卒、高校卒）</p> <p>新卒技術者（大学卒、短大卒、高校卒）</p> <p>新卒研究員（大学卒）、新卒研究補助員（短大卒、高校卒）</p> <p>新卒大学助教（大学卒）、新卒高等学校教諭（大学卒）</p> <p>新卒船員（海上技術学校卒）</p> <p>事務関係職種【8職種】</p> <p>支店長、事務部長、事務部次長、事務課長、事務課長代理、事務係長、事務主任、事務係員</p> <p>技術関係職種【8職種】</p> <p>工場長、技術部長、技術部次長、技術課長、技術課長代理、技術係長、技術主任、技術係員</p> <p>技能・労務関係職種【4職種】</p> <p>電話交換手、自家用乗用自動車運転手、守衛、用務員</p> <p>海事関係職種【8職種】</p> <p>船長・機関長、一等航海士・機関士、二等航海士・機関士、三等航海士・機関士、運航士、甲板長・操機長、甲板手・操機手、甲板員・機関員</p> <p>教育関係職種【8職種】</p> <p>大学学長・副学長・学部長、大学教授、大学准教授、大学講師、大学助教、高等学校校長、高等学校教頭、高等学校教諭</p> <p>研究関係職種【6職種】</p> <p>研究所長、研究部(課)長、研究室(係)長、主任研究員、研究員、研究補助員</p> <p style="text-align: right;">（計54職種）</p> <p>新型コロナウイルス感染症に対処している医療現場の厳しい環境に鑑み、本年の調査対象事業所から病院が除外されたため、医療関係職種等は除外。</p>